

## 神奈川県医療連携手帳（肺がん） すなわち肺がんのパスの手引き

### 1. システム運用に必要なツール；

「神奈川県医療連携手帳（以下、連携手帳）」、「連携（共同）診療計画書」、「パスの説明と同意書」、「（連携先から連携元へ定期/臨時受診の際に情報提供する）診療情報提供書」、そしてこれらをまとめる「手順書」が1つのセットとなり、運用ができます。 に関しては、手帳の試作当初、別の書式として用意していましたが、手帳のページ内に入れる事になりましたので、それをコピーして使用することも可能です。

対象となる患者様については、非小細胞肺癌の術後で、術後病理病期が Stage まで術後補助化学療法を施行予定しない、すなわち再発のリスクが少ないと期待される患者様を対象としています。（今後は補助化学療法をする患者様達も候補となりえます。）

### 2. 手順 ；連携元の医療機関からの連携の依頼

神奈川県保険事務所へ申請し、許可の後、連携診療の対象となる各患者さんについて、連携元病院の主治医や医療相談支援部門から、あらかじめ連携についての依頼があります。

### 3. 手順 ；必要事項の記入

連携手帳の最後のページにある記載方法を参考に、手帳に必要事項を記入して下さい。

### 4. 手順 ；適切な受診時期について

連携元の調査により、診療（診療と定期検査）間隔については、連携先での診療は3ヶ月、連携元におけるCT検査などは年1~2回、受診は年1回が平均的なところでしたが、若干の違いがあることより、連携元と連携先での合意により受診間隔をアレンジ/調整しやすいように適宜、診療予定月を選べる幅を持たせた、診療計画書（ ）としました。

連携元の病院と相談・確認の上、適切な時期を記入して下さい。

### 5. 手順 ；連携先医療機関における定期受診

連携先での毎回の診察時には、患者さんに連携手帳とおくすり手帳を持参することを徹底してください。異常がなければ簡単な記載で結構です（問題あり・なしに を付ける、ないしメモをいれる程度）。がん治療連携指導料が算定されることとなります。

### 6. 手順 ；連携元病院への定期ならびに臨時受診

連携元への定期受診時には必ず診療情報書の提供をお願いします。また、患者様の状態の変化によって臨時に受診する際にも、連携元医療機関への受診をお勧めいただき、診療情報の提供をすることで、がん治療連携指導料が算定できます（ただし、月1回限りの算定となります）。この際、「患者さんの同意を得た上で」との診療報酬上の規定があり、ご注意ください。また、通常の診療情報提供料( )は所定点数に含まれることとなっており、重複しての算定はできません。

### 7. 手順 ；診療情報提供書について

診療情報提供書は、各施設で使われている書式でも、連携手帳の42頁をコピーして使ってもかまいません。コピーの場合、下段の年月日の記載と担当医師の署名（捺印）をすることで、公文書として取り扱うことができます。臨時の場合も訂正・捺印をお願いします。

### 8. 手順 ；診療情報提供書の保管について

診療情報提供書のコピーを自診療所のカルテに貼付してください。電子カルテで診療されている場合は、PDFなどで取り込んで下さい。

9 . 手順 ; 診療情報の連携元病院への毎回の提供について

診療情報の連携元病院への提供については、患者さんが連携元病院を受診する時に手渡してください。受診時が当分先になる場合には、FAXまたは郵送で送付してください。

10 . 手順 ; コメント記入欄・自由記載欄について

コメント欄は、通常欄に書ききれないときの記載用の予備として使ってください。検査伝票またはそのコピーを貼付してもかまいません。自由記載欄に関しては、連携先の先生方はもちろん、患者様にも、聞きたい・伝えたい事などを記入していただいて下さい。

11 . 手順 ; 「神奈川県医療連携手帳」を紛失した場合

「医療連携手帳」は患者さんのメモ（備忘録）ですので、診療録とはみなされません。患者さんの責任において保管していただくことになります。